

これまでの解説で「株価指数先物と似ている」と感じた読者も多いと思います。実際、株価指数証拠金取引は先物とよく似ており、金融商品取引法でも「市場デリバティブ」と扱われる共通項があります。では、先物とはどんな違いがあるのでしょうか。

1つは、証拠金取引には事実上、決済期限がないことです。先物取引は一般的に3ヶ月ごとに取引の期限（限月）が決まっており、その日までの決済が義務付けられています。これに対し、証拠金取引は「限日取引」といって期限が毎日あります。投資家の建玉（ポジション）は翌日に持ち越（ロールオーバー）されます。

ロールオーバーは自動的にされるため、事実上は期限がないのと同じです。投資家は売りや買いのポジションを長



相当額は東京金融取引所が定めており、レートは海外指数を含め、日銀の無担保コール翌日物を使っています。金利も配当も、買い手と売り手で同額です。

ただ、現在は買い手が金利相当額を支払う必要はありません。日銀によるマイナス金利政策の導入以降、無担保コール翌日物のレートもマイナスになっており、その場合の金利はゼロとする決まりになっています。

買いポジションを持つている投資家が「配当」を受け取れるのも、先物と異なる特徴です。株価指数証拠金取引では指數の構成銘柄に配当があるたびに、売り建玉保有者（売り手）が買い建玉保有者（買い手）に配当相当額を支払う仕組みになっています。

逆に、買い手は売り手に金利相当額を支払います。金利

岡崎良介